

7 高選管第 82 号
令和 7 年 6 月 2 日

各不在者投票管理者 様

高知県選挙管理委員会委員長
(公 印 省 略)

不在者投票の管理執行について

各種選挙における不在者投票事務の管理執行につきましては、日ごろから、ご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、この夏には任期満了に伴う第 27 回参议院議員通常選挙が行われる予定です。

つきましては、下記の事項と別途配布しています「不在者投票事務取扱要領(不在者投票施設用)」をご参照いただきながら、事務処理を行っていただきますようお願いいたします。

また、不在者投票の管理執行を理由とする問題が起こることがないように、十分ご留意をいただき、適正な管理執行に努めていただきますよう併せてお願いいたします。

※ 参议院議員通常選挙の選挙期日については、内閣の閣議により決定されますが、現在通常国会の会期中であるため、この閣議決定は通常国会閉会日（6月22日）以降になる見通しです。

従いまして、参议院議員通常選挙の選挙期日は未だ決定されておらず、本通知では、選挙に関する日付を記載しておりませんので、ご留意願います。

記

1 第 27 回参议院議員通常選挙について

(1) 参议院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙

ア 定数 1 人

イ 選挙区 徳島県及び高知県選挙区

※平成 27 年の公職選挙法の改正により、徳島県と高知県の区域が一つの選挙区となったもの

(2) 参议院比例代表選出議員選挙

ア 定数 50 人

イ 選挙区 全国

2 事務分担等について

不在者投票事務の事務分担等をあらかじめ定め、事務が正確かつ円滑に行

われるようにしてください。

投票立会人（１人以上）、代理投票における補助者（２人）及び事務従事者（人数制限なし）には、事前にそれぞれの職務内容を理解し、適正な事務処理が行われるよう、ご配慮をお願いします。

なお、投票立会人が事務従事者などの職務を兼務することは違法であり、そうした違法な手続きで行われた不在者投票は無効となる場合がありますので、特に注意をお願いします。

また、不在者投票管理者（病院長又は当該施設の長）は、不在者投票が行われる場所に必ずしもいる必要はありませんが、不在者投票は不在者投票管理者の管理のもとに行われなければなりませんので、必要があれば直ちに対応ができる体制をとっておいてください。

3 投票用紙等の請求について

不在者投票の請求手続きを病院等が入院患者等に代わって行う場合は、余裕をもって投票が行えるように、早めに手続きを行うことが原則です。

しかし、法的には選挙人は投票日の前日までは請求手続きをすることが認められており、間に合わないという理由で拒絶することはできません。

したがって、不在者投票の請求手続きについても、不在者投票期間中は、いつでも対応できるような体制を事前に検討しておいてください。

- (1) 別途交付する「不在者投票用紙等の請求依頼書」を選挙人から提出してもらい、当該施設が入院患者又は入所者の意思に基づき、不在者投票用紙等の請求を行ったことを明確にしておいてください。
- (2) 選挙人が身体の故障等の事由により「不在者投票用紙等の請求依頼書」を自書できない場合には、施設側が代わって作成し、これを選挙人に読み聞かせて確認し、その旨を「不在者投票用紙等の請求依頼書」の余白に記載してください。
- (3) 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付の請求は選挙期日の公示日の前でもできるので、別途交付する「不在者投票用紙等請求書」により、関係する市町村選挙管理委員会に対して早めの手続きをとってください。
- (4) 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒（内、外封筒）は、直ちに選挙人に渡さなければなりません。その際、選挙人に保管を徹底するよう伝えてください。

なお、選挙人の承諾のもと施設で保管を行う場合には、特に厳重に保管し、不正行為等のないよう十分注意をお願いします。

4 不在者投票を行うことができる期間等

- (1) 不在者投票期間

公示日の翌日から選挙期日（投票日）の前日までの間

※ 不在者投票用紙等が、市町村選挙管理委員会から郵送されてくる場合、公示日前に請求手続きを行ったときは、公示の日の前に到着することがあります。この場合でも、不在者投票は公示日の翌日からでなければいけないので注意をお願いします。

- (2) 不在者投票時間

不在者投票期間中、毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間

5 不在者投票用紙等の区分及び記載方法

(1) 投票用紙の区分

- ア 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
 - ・薄い黄色の用紙に黒色のインクで印刷したもの
- イ 参議院比例代表選出議員選挙
 - ・白色の用紙に黒色のインクで印刷したもの
 - ※各選挙の投票用紙は、色により区分している。

(2) 不在者投票用封筒(内封筒、外封筒)の区分

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙と参議院比例代表選出議員選挙の不在者投票用内封筒及び同外封筒の色は、投票用紙の色と同じです。

また、不在者投票用内封筒及び同外封筒は、従来から一回り大きな封筒となっており、選挙人は投票用紙を折らずに不在者投票用内封筒へ封入できます。

(3) 投票の方法

- ア 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙(自書式)
 - ・候補者の氏名を1人投票用紙に自書する。
- イ 参議院比例代表選出議員選挙(自書式)
 - ・参議院名簿登載者(候補者)の氏名又は、参議院名簿登載者を届け出た参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を、1つ投票用紙に自書する。
 - ※この場合、特定枠名簿登載者(参議院名簿に「優先的に当選人となるべき候補者」として区分されて表示された候補者)の氏名を記載した投票は、当該参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされることに留意すること。
- ウ 選挙人が投票する際には、選挙区選挙と比例代表選挙の候補者を取り違えたり、候補者氏名と政党等名称の両方を書いたりしないよう十分説明していただき、せっきくの投票が無効投票とならないよう注意してください。

6 不在者投票の実施について

(1) 投票の設備

投票記載所の設置にあたっては、投票ののぞき見又は投票の交換、その他不正が行われないよう十分な配慮をするとともに、別途交付する「投票にあたって注意していただきたい事項」を必ず掲示し、正しい投票が行われるようにしてください。

また、不在者投票においては、候補者の氏名等を投票記載所に掲示することはできません。

(2) 投票用紙等の交付

不在者投票用外封筒には高知県選挙管理委員会の印が刷り込まれてお

り、その下欄には市町村名が記載されているので、市町村名と選挙人の住所を確認して、封筒の交付誤りのないようにしてください。

(3) 不在者投票関係者の配置等

投票を行う場所での不在者投票管理者、投票立会人、代理投票の補助者、事務従事者の配置については、選挙人に監視されているといった印象を与えないような配慮をするとともに、当該場所には投票を行う選挙人と不在者投票事務関係者以外の者は立ち入りをさせないようにして、選挙人が自由な意思で投票できる環境づくりに努めてください。

(4) 外部立会人の導入について

不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとされていますので、不在者投票を実施する場合には、外部立会人の導入に努めていただきますようお願いいたします。

7 不在者投票の送致について

- (1) 不在者投票の送致は、別途交付する「不在者投票送致書」に基づいて行い、代理投票がある場合は、その表面にその件数を記入するとともに、裏面に補助者の氏名を記入してください。

また、請求は行ったが不在者投票が行われなかった不在者投票の投票用紙等についても、「不在者投票送致書」の裏面に記載するとともに、請求した市町村選挙管理委員会に返還してください。

なお、別途交付する「不在者投票請求及び送致日誌」にも記録し、後日の確認が確実に行えるようにしてください。

- (2) 不在者投票の送致を郵送で行う場合は、選挙期日等を考慮し、余裕を持った対応をお願いします。

なお、不在者投票用紙等を市町村の選挙管理委員会に郵便等で送致する場合には、特定封筒郵便物の交付記録郵便（いわゆるレターパック）の使用をお願いします。

8 不在者投票に要する経費及び請求手続きについて

- (1) 不在者投票に要する経費

- ① 不在者投票をした者1人(参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙と参議院比例代表選出議員選挙を行った場合についても1人)につき1,236円を交付します。
- ② 市町村選挙管理委員会から紹介を受けた外部立会人の立ち会いに要した経費（謝金）については、次の額を上限として県から実費を交付します。
 - ・ 1,458円×立会時間数（実績）
 - ・ 立会時間数に1時間未満の端数があるときは、時間数は1時間とします。ただし、立会時間数が8時間を超える場合は、1日12,400円を上限とします。

(参考) 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄が適用になるため、一定額(※)以上の支払いとなる場合には、所得税を源泉徴収する必要がありますので注意が必要です。

※ 令和7年の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄では、9,300円以上(立会時間が6時間を超える場合)が源泉徴収の対象となります。

(2) 請求方法

請求は、別途交付する「不在者投票明細書」及び「外部立会人明細書」により、所定の事項を記載し提出してください。

なお、不在者投票の該当がない場合であっても、その旨を「不在者投票明細書」に記載して提出してください。

《留意事項》

- ・不在者投票を行った選挙人が県外の市区町村に住所を有する者であっても、国政選挙の場合、支払いは高知県が行いますので、「不在者投票明細書」には施設で行ったすべての不在者投票について記載してください。この場合、同明細書の空欄の箇所に都道府県及び市町村名と人数を記入してください。

(3) 提出期限

選挙期日(投票日)後10日以内

(4) 提出する書類及び部数

不在者投票明細書 1部

外部立会人明細書 1部(不在者投票自体がなかった場合には不要)

(5) 提出先

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県選挙管理委員会

(6) 交付時期

県からの交付金の交付は、一定の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。

9 その他

不在者投票に関する疑義が生じた場合には、電話等により最寄りの市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会に照会し、適正な処理を行ってください。

なお、県選挙管理委員会の電話番号は次のとおりです。

TEL 088-823-9314

病院、老人ホーム等で行う不在者投票の流れについて

①「不在者投票用紙等の請求依頼書」を徴収（入院(所)者 ⇒ 病院等）

※入院(所)者が下記の不在者投票事由に該当するか判断

- ・病院等の所在地が、その選挙人の属する投票区（自宅周辺等）の区域外にある場合
- ・選挙人が疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難である場合

②投票用紙等の「請求書」を作成・送付（病院等 ⇒ 市町村選管）

※公示日の前でも請求は可能

③投票用紙等の送付・交付（市町村選管 ⇒ 病院等 ⇒ 入院(所)者）

④投票の記載・提出（入院(所)者 ⇒ 病院等）

※入院(所)者においてすることは次のとおり

- ・投票用紙に候補者1人の氏名を自書（入院(所)者の状況により代理投票も可）
- ・投票用紙を不在者投票用内封筒（小さい方の封筒）に入れて封をする
- ・封をした内封筒を不在者投票用外封筒（大きい方の封筒）に入れて封をする
- ・不在者投票用外封筒の「投票者」欄に自分の氏名を自署（代理投票の場合は代理記載）

⑤不在者投票外封筒の確認・裏面への記載（病院等）

- ・外封筒に封をされていること、選挙人の氏名が記載されていることを確認
- ・裏面の投票年月日等を記載

※投票立会人の氏名だけは、必ず立会人本人が自署

⑥不在者投票の送致（病院等 ⇒ 市町村選管）

- ・「不在者投票送致書」を同封の上、郵送する場合はレターパックを使用
- ・「送致日誌」へ投票日や送致日を記載

⑦不在者投票明細書・外部立会人明細書の送付（病院等 ⇒ 県選管）

※選挙終了後に送付、県選管において確認の後、経費を交付

<注意事項>

- ・不在者投票ができる期間 選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日まで
- ・不在者投票を取扱う時間 午前8時30分から午後5時まで
※入院(所)者から、あらかじめ定めた任意の日時以外で不在者投票の申出があった場合でも、それが不在者投票期間である限り、この申出を断ることはできません。
- ・不在者投票を行う場所に必要な人員
投票立会人が必ず1名以上必要。（市町村選管に外部立会人を依頼することも可）
事務従事者は、代理投票の補助者に充てることも考慮すれば、最低3名は必要。
※不在者投票管理者、投票立会人、事務従事者はそれぞれを兼ねることが不可。
- ・投票用紙等の請求はしたが入院(所)者が投票をせず、未使用となった投票用紙等は速やかに市町村選管へ返却する。